

民間資金等活用事業推進委員会
第3回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第3回事業推進部会 議事次第

日 時：令和元年11月28日（木）10:00～11:50

場 所：中央合同庁舎第8号館4階416会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 今期のPFI推進委員会・計画部会・事業推進部会の進め方（案）
- (2) 期間満了PFI事業検証ヒアリング結果について
- (3) 民間提案制度に関する調査・検討について
- (4) 公共施設の非保有手法に関する調査・検討について

3. 閉 会

○宇根企画官 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中御参加いただきありがとうございます。時間より早いですが、メンバーがそろいましたので、ただいまから「第3回事業推進部会」を開催させていただきたいと思います。

私、事務局の宇根でございます。今日はよろしく願いいたします。

それではまず、事務局のほうで人事異動がありましたので御報告させていただきます。

○富田政策参与 政策参与の富田でございます。よろしく願いいたします。

○波々伯部参事官 参事官の波々伯部でございます。よろしく願いいたします。

○石田参事官 同じく参事官の石田と申します。よろしく願いいたします。

○宇根企画官 本日は、事業推進部会の構成員11名のうち全員11名がそろっております。定足数に足りておりますので、有効に本部会が開かれますことを御報告申し上げます。

それでは、以降の議事につきましては、根本部会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○根本部会長 おはようございます。よろしく願いいたします。

本日の議事に入らせていただきますので、事務局より、議事の説明をお願いします。

○宇根企画官 それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

まずは資料をめくっていただいて、議事次第がありますが、本日の議事は4つありまして、(1)今期のPFI推進委員会・部会の進め方、(2)期間満了事業のヒアリング結果について、(3)民間提案制度についての調査、(4)非保有手法(リース等)に関する調査についてということで、議事に挙げさせていただいております。

それでは、まずは(1)と(2)を私から説明させていただきたいと思います。

さらに資料をめくっていただいて資料1をごらんください。こちらが今期のPFI推進委員会、今期というのは6月にアクションプランができて、それ以降、次期のアクションプランへ向けての進め方ということでございます。こちらには、計画部会と事業推進部会の進め方について書かせていただいております。計画部会のほうは例年どおりアクションプランのフォローアップと改定を検討することと、あとはPFI法附則2条において、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要な措置を講ずるということを書かれておりますので、この必要な措置というのは法改正なども含んでいるのですけれども、法改正も視野に入れつつ、今後議論をしていくこととさせていただいております。

重点的に検討する項目について参考資料でつけておりますので、後ほど時間があれば説明させていただきます。

そして、本部会、事業推進部会のほうでは、昨年度から継続的に実施している期間満了事業の検証を引き続き行うということでございます。それに加えて、昨年度、PFI推進委員会等で民間提案と、あとは公共施設を保有しないケース、リース等についてもうちよっと検討を進めるべきではないかという御意見もありましたので、事業推進部会のほうで事例を収集し、分析させていただいて、知見を取りまとめ、施策に反映させていけるように調査・検討を進めていきたいということでございます。

1枚めくっていただいて、次のページがスケジュールになっておりますけれども、事業推進部会のほうは、今日開かせていただいて、あとは1月末にもう一度開かせていただいて、今年度の業務は一旦取りまとめさせていただくということで考えております。

今期の進め方については以上でございます。

続きまして、期間満了PFI事業検証ヒアリングの結果ということで資料2をごらんください。

1ページめくっていただいて、2ページを見ていただくと、経緯等を書かせていただいておりますが、皆様昨年度から御参加いただいておりますので説明を割愛させていただきましても、昨年度アンケートを実施して、今年はその中から何件か事例を抽出してヒアリングを行いましたので、それについて今回報告させていただくということでございます。

4ページ目にヒアリング方法等の概要ということですが、去年アンケートを実施して、比較的事例の多かった分野について1～2事例ずつ抽出して、今年の8月、9月に10カ所程度ヒアリングを行いました。対象は事業の担当の地方公共団体の担当職員と民間事業者、受注者の方にも話を聞いてきました。ヒアリングの項目としては、事後評価をやったかどうかとか、やらなかった場合どうしてかとかといったことが1点と、あとは、次期事業に向けてどんな検討をされて、どんな結果になったかというのが2点目。3点目は、事業期間中にどんな課題があったかということヒアリングしてきました。

5ページ目がヒアリング対象事業ということですが、11事業を対象として選ばせていただいて、ヒアリングをさせていただきました。比較的完了案件が多い分野、教育関連施設や福祉施設、あとは宿舎、公営住宅や浄化槽、そういったところを選んでおります。

右から2列目が次期事業についてですけれども、上3件は2期目もPFI。それ以外は指定管理や包括委託、従来方式といったことを選択した事業を対象にヒアリングを行っております。

続きまして、ヒアリング結果についてですが、7ページをごらんください。

まずは事後評価等についてということですが、事後評価をちゃんと実施して取りまとめているかということをお伺いしたのですが、実際に事後評価として取りまとめているのは11事業中2事業ぐらいしかありませんで、きちんと取りまとめている事例は少ないということでございました。実際にやっていたのは、その表にある多摩地域ユース・プラザと山城町の浄化槽の整備事業の2つでございました。

2)で事後評価を取りまとめる中で、課題は何でしたかというか、なぜ事後評価を取りまとめていないのですかというのを伺ったのですが、大きく2つあって、1点目は、コンサル委託などをするに当たってはなかなか予算の確保が難しいと。2点目は、方法がよくわからないと、大きくこの2点が課題として挙げられました。

8ページ目でございますが、やったところは少ないと申し上げましたが、そうは言いながらやったところもありますし、あとヒアリング対象以外でやったところがございますので、どんなことを評価しているかというのを表にまとめてみました。調査の対象として

はヒアリングでやっていた2事業と、あとはネット調査等で報告書が公表されている八尾市の病院や調布市の小学校の事例を掲載しています。

各事業、まず評価の方法というのが左から2列目にあるのですが、方法は2種類あって、委員会を立ち上げて委員会に諮りましたというのと、あとはコンサルタントに外部委託をしましたということがございます。ただ、どの事業も省力化を図るために、モニタリングをやっていく中で集めたデータを活用する、もしくは評価を見据えてモニタリングの中でしっかり評価に必要なデータを集めるというようなことで工夫をされていたということがございます。

あとは、評価項目については、表の一番上の行に①から⑤までありますけれども、利用者実績数、利用者満足度、事業終了時のVFM、あとは要求水準に対する業務履行の状況、これは事業ごとに大分内容が違うのですけれどもそういったことや、あとはSPCの経営状況といったことを評価しているところが多かったです。

続きまして9ページになりますが、こちらは昨年のアンケートの補足で試しに聞いたのですけれども、昨年のアンケートで、事業の効果として導入時に期待したような効果は満了時に効果がありましたかというのを聞いたのですけれども、ほとんどの事業は満了時にも効果があったと感じているという評価だったのですけれども、一部の事業では、満了時のところが横バーでどちらとも言えないとなっていたので、どういう趣旨なのか、効果が感じられなかったのかということヒアリングしましたけれども、結果としては、全ての事業において、効果がないという意味ではなくて、事後評価をやっていないから軽々に効果があるとも言えないということをおっしゃられて、決して効果がないというネガティブな評価であったということではなかったというのを確認してきております。

10ページ目に移りますが、事業効果に関する主なコメントということで、効果について担当者の率直なコメントを聞いてまいりました。本来なら事業評価をしっかりまとめられていれば、こんなすてきな効果がありましたよというのをきちんとお示しする予定だったので、なかなか定量的な話とかはありませんでしたので、せめて担当者のコメントだけでもということでここに示させていただいております。代表的なものだけ1つ2つ紹介させてもらいますと、一番上の行の利用者増加のところは多摩ユース・プラザだったので、こちらは広報・誘客活動による効果があったと。こちらは京王のほうで代表企業に入って受注されたのですけれども、京王の電車の中で広告してくれたり、あとバスの路線をユース・プラザのところまで延ばしてくれたり、そういった副次的ないろいろな効果があって、大変効果があったというようなことを言われておりました。

上から4行目のところは可児市の給食センターなどですけれども、事務負担軽減とあります。給食センターの話だったので、調理器具とかが壊れた場合に、今まではその都度発注していたのですけれども、PFIだと包括的に長い期間受けてくれているので、その辺は柔軟に対応していただけて、行政としては非常に手間が省けたということで、かなり効果を感じていらっやっていたということがございます。そのようなコメントが幾

つか、全ての事業者から上がってきておりました。

次に11ページ目に移りまして、企業の収益性に関する主なコメントということで載せさせていただいております。こちらのほうもヒアリングをして、できれば定量的なことも可能であれば教えてくださいと申し上げたのですが、その辺はなかなか民間企業の方々も示しにくいらしくて、感想めいたことをいただいたのですけれども、基本的には下の四角の一番上の黒丸で書いていますが、ヒアリングを行ったすべての事業について、事業全体としては、収益性は想定範囲内もしくは収益性は当初計画以上ということで、想定外にもうからなくて大変苦慮したというような事業はなかったということでございます。

ただ、2つ目の黒丸であります、事業の一部修繕等については、収益性は当初計画より厳しかったとの回答もあったということでございます。これは基本的に代表企業に聞いたのですけれども、中には構成企業の方も一緒に来ていらっしゃる方がいて、特に修繕を担当された建設系の会社とかは、修繕とか想定外に突発的なものが出てくると、額も大きいので、なかなか厳しかったというような回答もありました。

黒丸の一番下のところでございますけれども、収益性が厳しかった要因としては、先ほど申し上げた修繕と、あとは近隣の大規模集客施設の閉鎖とか、そういった外的要因も収益性に影響を与えることがあったということで、こういったことも注意事項なのかなということで、ヒアリングではありました。

続きまして、12ページに移っていただきまして、次期事業に向けた検討ということで聞いてきました。まずは検討の体制についてなのですが、検討開始時期については、数字が入っているものはおおむね3年というところが多かったです。横バーのところがありますが、こちらは公営住宅とか学校の耐震化といったもので、もともとPFIなどは従来型でやろうという方針でやっていて、直前で検討するようなことはせずにやったというものでございます。なので、期間については、基本的には3年ぐらい検討したというものが多かった。あとは、アドバイザーの活用の有無については、先ほど申し上げた横バーでほとんど直前に検討しなかったというところ以外は、アドバイザーを活用して、外部のコンサルタント等を活用しながらやったということで、今はPFIが終わった事例も少ないですので、アドバイザーの協力も不可欠なのかなというようなコメントがありました。

続きまして、13ページになりますが、次期事業方式検討における主な論点と検討結果ということでございます。表にまとめていますが、左から3列目が1期目の事業方式、こちらはどれもPFIです。右から3列目が次期事業の事業方式でございます。これは上から3つがPFIで、それ以外は指定管理者制度や包括的民間委託といったものですけれども、右から4列目のところが主な論点と検討結果ということになっております。

大まかに説明させていただきますと、先ほど申し上げたとおり、上から4つが2期目もPFI事業でやられているということなのですが、いずれの事業も1期目の事業の評価が大変よかったと、そういうのを考慮して2期目もPFIに踏み切ったということでございます。

あと、上から4つは、事業名を見ていただければある程度想像つくと思うのですけれど

も、ユース・プラザとか余熱利用施設とかいうことで、利用客の伸びによって収益性も変わって、事業者の工夫の余地が大きいということで、そういったあたりも次期のPFIでやろうかなということにつながった要因なのかなと思っております。

その下の⑤から⑧は指定管理者制度や包括的民間委託、従来方式などに移ったのですが、こちらのほうは、主な理由としては、大規模改修を含んでないと。あとは事業の内容なども、そこまで事業者の検討の余地が少ないのではないかということを考えて、PFI以外のものを選択したということをお聞きしてきました。

続きまして、14ページでございますが、こちらも従来型の事業方式に移った事業です。11ページは検討中ということで、ちょっとコメントは除外させていただきますが、⑨の事業については、千葉市の少年自然の家なのですけれども、長期的視点からの状況変化の可能性などを勘案して事業期間を5年としたということなのですけれども、大規模修繕をどうするかというあたりがまだ十分検討を練れていないので、とりあえず大規模修繕が発生しない期間を発注しようということで、事業期間等を考えたPFIを選択しなかったということをコメントされておりました。

あと、⑩の大阪府の公営住宅については、公営住宅はここだけではなくてほかのところもたくさんあるのですが、そちらは包括的民間委託でやっていて、ここだけPFIで管理するとサービスにばらつきが出るので、その辺は問題であろうということで、周辺の状況等も勘案して、周りと合わせて包括的民間委託を選択したということで、大規模修繕のありなし以外にも、そういった要因も加味して決めたということでございます。そういったあたりを14ページの下の方にまとめさせていただいておりますけれども、一応読ませていただきますと、次期事業でPFI方式を採用していない事業は、大規模改修を含まず、運営において事業者のノウハウを発揮する余地が少ないと思われる事業が多かったと。また、長期的視点からの状況変化の可能性や近隣の類似業務との統合とか、そういった理由によってもPFI方式を採用しなかった事例がある。

あと、一方で、次期事業でPFIを採用した事業は、運営において事業者のノウハウを発揮する余地が多いと思われる事業が多かったです。また、PFIを採用した事業の中でも、建設や大規模な改修を含まない事業も、2期目もPFIでやっている事業があったということでございます。

続きまして、15ページ目が、次期事業に向けた検討の主な論点と結論は先ほど申し上げたとおりなのですけれども、検討するに当たって、いろいろ出てきた課題や留意点はどんなものがありましたかというのを聞いてきました。

まず1点目は、1期事業完了時の引き渡し前修繕に関するところでいろいろコメントがありました。いろいろコメントされましたが、まとめとしては下の四角に書いてありまして、ある程度期間が必要ということで、ここでの事例は、2年から5年前から検討を始めているということでございました。

そして、検討や協議を始めるに当たっては、行政側の担当部署に専門の職員、建築の職

員がないことも多いですので、町内の専門技術者や専門職や、外部のアドバイザーの協力を得る必要があるなというようなことをコメントとしていただきました。

続きまして、16ページ目でございますが、次期事業での修繕リスクの官民分担に関する主なコメントということで、次期事業で出すときに困ることとしては修繕のリスクをどうやって官民分担させるかというのがかなり論点として挙がっていた。これはもう事業によってさまざまで、例えば一番上の事業なんかは全て事業者負担してもらったということをおっしゃっていましたが、下から2つ目の矢印のところ、こちらは上限を設定して、上限以下は民間、上限を超えたら官で対応というようなルールにしたということで、こちらは状況を踏まえながら、サウンディング等をよく行いながら、官民のリスク分担、双方を受け入れるような条件を設定して、次期事業に臨んだということでした。

続きまして、17ページでございますが、こちらは競争環境の整備ということで、問題意識としては1期目に比べて2期目のほうがどうしても応募者数が少ないということで、上の表に数字を出していますが、ヒアリングした中で次期事業の応募者数が特定できるものが5事業ほどあったのでそれを平均したのですが、1期目は4グループぐらい応募があったのですが、2期目は1.4グループしかなかったということで、なかなか競争環境を整えるのは難しいなということで、民間事業者にもどういったことが理由なのでしょうかというのは聞いてみたのですが、2点ほど挙げられて、1点目は、1期目の受注者さんと競争して勝てる見込みが非常に少ないと考えられるので、コストをかけてまで競争に参加しにくいというのがあるのと、2点目としては、修繕のリスクは自分でやっていないとなかなか見積もれないので、なかなか難しいなというコメントをいただきました。

双方なかなか難しい問題ではあるのですが、なるべく情報を開示して行って、その辺、なるべく2期目も参加いただけるような形をつくっていく必要があるのかなと感じております。

18ページは、その他の留意点ということで細かい話ではありますが、1点目は、個人情報の引き継ぎなど、業者がかわったときはちょっと大変だなというような話があったのと、2点目と3点目は同じですが、モニタリングでいろいろ報告しているのですが、行政の担当者がかわってしまうので、終盤にまとめようと思ってもなかなか難しいので、ちゃんと途中で使うデータについては意識をして整理しておく必要があるというようなことを言われておりました。

続きまして、19ページ目は、事業期間中の課題等ということでございました。こちらは正直言って、聞いた担当者が現在の担当者だったので、網羅的に聞くことはできなかったのですが、一部聞いた話はまとめてきております。ここからはいろいろあるので項目だけ説明させていただきますけれども、あったのは、1つ目は事業期間中の修繕に関するコメントで、なかなか責任の所在をもめたことが出てきたというような話もありました。

20ページに移って、2点目は、比較的大規模な修繕に係る会計処理に関するコメントということで、こちらは行政からのサービス購入料の支払いが、毎年同じ額で支払われるの

ですが、実際の修繕はばらつきがあるので、その差に税金がかかってしまうので、なかなか負担を感じているという民間企業がありました。

3点目の要求水準の未達に関するコメントというのは、やはり官民で責任の役割分担についていろいろ協議が発生してもめたということのコメントもいただいております。

21ページは、当初提案の変更に対する柔軟性に関するコメントということで、当初提案をするのですけれども、事業を進めている中で、もうちょっと柔軟に対応したほうがいいということになっても当初提案の遵守を求められて、効率性を欠くのではないかというようなコメントが民間企業から寄せられているということでございます。

5)の物価変動に対応するコメントというのは、物価変動に応じて支払いを変えるような条項もあるのですけれども、基本的には物価指数とか総合的な物価指標なので、人件費が高騰しとか、そういう個別の指標に対応できないので何とかならないかというようなコメントがございました。

22ページはその他ということで、ちょっと細かいのですけれども、これは個別の話もあるのですが、金利変動リスクについてということで、最近、金利がマイナス金利になってしまったので、初期にPFIを始めた事業なんかでは、基準金利に連動させると、マイナス金利になってしまったようなものもあったので、ゼロフロアをちゃんと条件としてつけていかなければいけないとか、あとは指名停止に係る契約解除についてということで、一部の行政機関の発注では、SPCの構成企業が指名停止を受けたら契約を解除できるという条件に読めるような発注があるので、そういったものは注意していただきたいなという意見もございました。

23ページ以降がまとめとなっておりますが、これは今まで説明した事項、資料の一番下に書いてある四角の部分をもとめて並べさせていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

27ページ、今後の進め方については、このヒアリングで得られた知見や、部会で今日いただいた議論を踏まえて、今後施策に反映ということですが、具体的には事後評価や次期事業に向けた検討のためのマニュアル策定等を目指していきたいなと思っております。

今年度については、まずはヒアリング結果を年度内にまとめて公表していきたいと思っております。

あと、期間満了の検証については、当然今後事例も増えていきますし、事業分野も今の段階では終わったものが限られているので、その辺は継続してヒアリングをして、期間満了の検証は進めていきたいなと考えておるところでございます。

議題1、議題2の説明は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いします。

どうぞ。

○福島専門委員 三井住友トラスト基礎研究所の福島と申します。

11事業のうち4事業ほど、御一緒にヒアリングさせていただきましたので、その観点からもコメントさせていただければと思います。詳細にはもうここにおまとめいただいているとおりにかと思いますが、一言で言うと、なかなか数字、紙の上で資料を見ているよりも、実際に行ってみて非常によかったなというのが個人的な印象です。というのは、やはり紙の上では非常にうまく引き継がれているというか、うまくいっているなど思っているところでも、やはりいろいろ本音のところを伺っていると、そうでないところも結構出てきたということがありましたので、まずこのヒアリングを、限定的ではあったと思うのですけれども、やったことに関しては非常に意味があったと感じています。

具体的には、最初に御説明された事業評価が11件中2件しかありませんでしたということにもありますように、やはり正直に感じたのは、恐らく最初的时候には相当熱量を持って取り組まれたと思うのですけれども、次に引き継ぐところというのは結構ばたばた感が見受けられるなということです。より具体的には、経済性の評価というよりも、もう結構、浪花節的というか、男気で次の事業をやっているようなところで、あまり経済性のメリット云々というのがしっかり議論されていないかなということもありました。

事業者側も、以前のここの検討委員会で、1期事業から次期事業に同じ事業者が出てきて、さっき競争の話がありましたけれども、見かけによると競争性がだんだんなくなってきて、1期目にやった人が有利でしょうという見方もあるのですが、一方で、2期目の人たちが、さっき男気と申し上げたのはそういうところなのですけれども、我々しかいない、経済性はあまりよくないのだけれども、地元のことを考えたら出ざるを得ないというようなところもありました。

なので、やはりこの事後評価というところに関しても、事前にやるところと同じぐらいのウエイトを持ってやっていくような、何らかそういうフォーマットをつくっていく必要があるかなという気はいたしました。

最後にもう一点だけ、直接このヒアリングの中では、この当時それほど問題意識として持っていなかったので聞けなかったところなのですけれども、計画部会のほうでちょうどSPC株式の流動化の話が出てきていますので、なかなか期中のものの流動化というのは、やはり譲渡制限云々があって難しいところはあるかと思うのですが、ポストPFIというか、終わったタイミング、次期事業に移行するタイミングで、特にPFIからPFIになるようなケースは、このタイミングこそSPC株式の流動化を織り込める実はチャンスなのではないかと思いました。計画部会と連携するような形になると思うのですけれども、ポストPFIのタイミングでSPC株式の流動化を考えていくというポイントが必要かなという気がいたしました。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

まずは、全員から意見を伺います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○下長専門委員 パシフィックコンサルタンツの下長です。

次期事業の検討でお話をいろいろ伺ってかなり参考になりました。我々もかなりの案件で2期目の検討等もさせていただいている中で、2期目の事業の特徴として、基本的に改修の必要性が含まれるという表現で資料では書かれていたのですが、その時点において実際に改修工事の必要性が発生しているかどうかということが大きな論点になると思います。PFIそのものが、設計から建設、運営・維持管理をパッケージにすることでバリュー・フォー・マネーを出す手法であると理解していますので、15年、20年たった段階で改修工事はまだ必要ないよという判断が出た場合は、必ずしも工事のための資金調達等が発生するわけではないので、包括的民間委託とか指定管理者制度という運営フェーズでの官民連携手法が選択されることになると思います。

一定の改修工事が必要だとなれば、改修設計や工事のときのノウハウを出す、あるいは資金調達を行わせることでPFI事業として、金融機関の関与が入ることでの規律が働くといったような、PFIならではの効果もあるかと思います。改修工事が入るかどうかで事業手法の選択肢が変わると考えます。

場合によっては、そのまま1期目の事業のコピーではなくて、周辺の施設を巻き込んだり、業務範囲を広げたりとかという根本的に条件変更を考えるような案件もこれからあるのかなと考えます。公園系のPFIではPark-PFIのような新たな制度もできていますので、そういったものを導入できないかといったような新規性の高い検討も可能性があると思います。言いたいのは、幾つかの類型化というのはある程度のパターンでは可能ではないかということです。先ほどガイドライン等も整備されるような考えもありましたので、そのあたりは改修工事があるのかなのか、事業の全体的な見直しがあるのかなのかみたいところで、類型化ができるのかなと感じました。

○根本部会長 ありがとうございます。

二本松専門委員、どうぞ。

○二本松専門委員 弁護士の二本松と申します。

次期事業に関して法律アドバイザーとして関与していることも幾つかあって、その中で個人的にも迷っているといいますか、検討しているような点を2点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず、16ページの修繕リスクの官民分担のあたりなのですけれども、確かにいつも問題になって、かつ、来年4月から民法改正が行われて、瑕疵の概念が大きく変わってくると思っています、契約不適合責任という考え方に変わるのですけれども、そうすると契約でどこまで合意できているかというところは非常に重要なのかなと思っています。そのあたりをどの辺まで書いていこうかなというあたりは、法律アドバイザーとしていつも迷っているところでございます。

もう一つ、次期事業に向けて、17ページ、競争環境の整備というところなのですけれど

も、私も何件かやっています、応募者が複数出た案件というのは数少ないと理解しております。

そうすると、今やっている事業者さんに出ていただかないといけないというふうに公共側は思ってしまうので、例えば質問回答をやっていても、かなり事業者さんの希望に合わせるような形で事業を組んでしまうことが結構多くて、あと初期事業で、皆さんPFIの経験を積みたいというので第1期はすごく安く入れてきていたのですけれども、2期になると、もうこのままではできないということで、かなりの率で入札額が上がっていってしまうので、そのあたりをどうやって抑えていくかとか、そういったところがいつも相談を受けるところでして、いい解決方法がまだ見つからないので、ぜひ検討いただければなと思っています。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○横山専門委員 私も、今の次期の環境整備の問題について申し上げたいと思いますけれども、自治体に接しておりますと、自治体に対して厳しいことをあえて申し上げると、要求水準書が前回と同じなのですね。ですから、1期目は一生懸命やるのですけれども、2期目は行政のほうが、今のままのほうが楽だと、こういう感じが受け取れるのです。それはそのほうが多分エネルギーがかからないのですね。しかし、それではやはり現在の事業者が有利になるだけであって、もちろん地域によってそこしかないという事情もわからないではないのですが、やはり健全な競争をあえてやっていない。そういう要求水準書になっていない。1期目をやったところにしかわからない情報しか載っていない、あるいはそこに書いていないのだけれども、1期目をやったところにはわかる要求水準書になっているところが多く見られますから、そこはやはり2期目も2期目ならではの要求水準書をつくっていく必要があるだろうと思います。

それから、修繕積立金の話です。これは村松先生や黒石先生のほうがお詳しいと思いますが、これは私も事業者から聞いたことがあります。やはり引当金ですとかそういうものを認めていく、税法の措置ですとか優遇措置を認めていくと、やはりこの修繕のリスク、リスク分担にもつながってくるのですが、このあたりが改善されていくことになるのではないかなと思いますから、必要かと思います。

以上です。

○根本部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○黒石専門委員 黒石です。

今、横山先生におっしゃっていただいたように、途中でヒアリングされたところで、そのまとめなのかもしれませんが、本当にここから得られた論点から深掘りしてPFI

全体を部会としては、もっと突っ込んだ提言、誘導が必要だと思しますので、それでどうするかというところが大事だと思います。

山口先生と一緒に横浜のPFI委員会でも同じ議論をしているのですけれども、わざわざ事業者側と行政側に分けてヒアリングをさせていただいているはずですし、行政側は簡単に予想されることですと2年に1回体制がかわっていて、当時のことは知りません、みたいな人がやっていたりする。そういう構造自体にちゃんと厳しく言及するとか、本当にまともなモニタリングがされているのか問題はずっと今、私の問題意識として持っているのです。一方で、よくある、議会から聞かれたからとかいって細かい話まで資料要求して、民間事業者のやる気をなえさせるという話も絶対あるはずですので、そういうのはあまり出ていないですけれども、そういう構造的な問題点をしっかりこういう形でクリアしていきませんかというようなことを我々としてはしっかり後世に残していかないといけない立場だと思いますので、このヒアリングのままで、こういうぼやけたままではなくて、もうちょっと突っ込んだソリューションへの検討も深めていかねばならないと思いますし、ぜひそこまで突っ込んでいただきたいと思います。

あと、本当に個別論点はいろいろあると思いますし、結局総括すると、とりあえずやってみたPFI案件の総括なので、いっぱいいろいろ至らないところもあったし、結構曖昧にやったけれどもよかったみたいな、個別論点だけではなくて、そういう総括もあると思うのです。そういう視点も含めて、個別論点ともう一つ上のオーバービューから、それこそ日本型PFIなるものがうまくいったのかとか、とりあえずやってみた問題なので、フェーズⅡはこんな形のもっとよりよい、もっと考慮要素も含めた、周辺も含めたとか、競争環境を考えるために主要要求水準を変えようとか、仕様発注にこだわり過ぎないような仕組みを構築しようとか、ちょっと攻めた話もぜひ入れられたらと思いますし、それをやらねばならないのではないかなと思っています。

以上です。

○根本部会長 どうぞ。

○山口専門委員 青山学院大学の山口です。

今回は、そもそも事後評価をやっている案件が非常に少ないということで、内閣府のほうで聞き取っていただいて、その中で実際に事業期間中の課題というのは発注者側、それから民間事業者側にそれぞれ聞き取りを行って、かなり深掘りしてきたのではないかなと思うのですけれども、これからは自治体が自立的に事後評価をやっていく。全て内閣府がやるわけにはいきませんので、そうした場合に先ほど黒石先生もちょっとお話しされていましたが、私は横浜市で委員をやっています、横浜市も事業終了案件について評価を行う。その場合に委員会方式をとってしまっていて、委員会がその発注者、それから事業者それぞれの意見を聞くという形によって、公平な評価ができるのではないかな。いわゆる発注者側がお手盛りでやってしまうと、やはり自分たちの意見ばかり言って、なかなか民間事業者の懸念とか困っている部分というのは引き出せないのではないかな。

そうすると結局、次期事業も、先ほど要求水準書が全く変わらないみたいな、横山先生がおっしゃっていましたが、そういったことの繰り返しになってくるのではないかという気もするので、実際に官民連携で、発注者は発注者の考えがある、一方で民間は民間の考え方がある。それをきちんと表に出して、次のサイクルをどうやって改善していくのか。そのために現在の課題を抽出していくこととなりますので、特に定性的な評価の部分ですね。課題の出し方というところは、かなりその事後評価、これから多分マニュアルをつくっていくと思うのですが、工夫が必要なのではないかな。特にいわゆる第三者機関みたいなものを設けて、そこが意見を聴取するような仕組みというのは一つ提案していったらいいのではないかなと思っています。

以上です。

○根本部会長 いかがでしょうか。

宇野専門委員、どうぞ。

○宇野専門委員 横浜市立大学の宇野でございます。

今の話に関連するのですが、そもそも事業期間の設定がどうであったのかということだと思うのです。次期事業の選定の際に競争性がないというのは、要するに、まだ償却が終わってなくて新しい建設に行かない段階で次期の契約に進まなければいけないような場合が多いのではないのでしょうか。そこで当初の事業期間を、次期事業を想定して十分な期間としてとすることが第1に重要な点だと思います。ただし、そうするとあまりに長期間になり過ぎるというような性質の事業の場合には、どうしても途中で1回期間を切らなければいけない。では、このときどのように考えるのか。そうした場合には、競争者が入ってこないのが恐らく普通なのだろうと考えられます。だとすると、そうなったときであっても、つまり競争者が入ってこないにもかかわらず、次期事業でもVFMが保証されるような仕組みを別に考えた方がいいのではないかと思います。もちろん、そのときに競争者が出てきているのであれば、競争してしっかりとVFMを検討すればよいということなのですが、そうでない場合には、前期事業の評価と連動した契約更改のような仕組みがあってもいいのではないかと思います。

例えば、単純に入札し、結果として一者入札となってしまった場合、競争者がいないわけなので、その一社の提案に対して十分な評価が行われにくいのではないかと。また、1期目と2期目を通算したときにもきちんとVFMが出ているかということも評価し切れていないということです。先ほどどなたかがおっしゃられたように2期目の入札額が高くなっていて、1期とトータルしてみると結局高くなっているのではないかとというようなことも避けなければいけないですし、逆に1期目は価格をすごく下げていたにもかかわらず、2期目も価格が低くて、民間企業から見たときにトータルしても妥当な金額になっていないということも避けなければいけないでしょう。

その際、事後評価と連動させることが重要です。結局、事業評価は何のためにやるのかということ。事後評価をするということは良いことだと思うのですが、この場

合、契約更改みたいな意味で言うならば、事後評価というものをきちんとして、かつ、次期事業のVFMと絡めながら、そういうものが全て整っている場合には契約更改を認めるという考え方があっても良いかもしれませんが。PFI法や行政契約等の法令との関係を十分に検討しなければなりません、そのような建付けは考えられないでしょうか。

また、これは別の観点ですが、修繕にかかるデータの引継ぎも問題になるのではないかと思います。今どきですと、予防保全など修繕に関していろいろな工夫がされていると思うのです。そのデータは民間事業者側にはもちろん蓄積されているのだらうと思いますが、仮に事業者が変わってしまった場合に、そのデータを利用できないと予防保全の取組みも無効になってしまうかもしれません。それは、トータルな施設管理という意味ではあまりふさわしくないように思いますので、仮に事業者がかわったときに、そうした修繕履歴などのデータの引継ぎをどのようにするかというのも課題だと感じております。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

では、村松専門委員、お願いします。

○村松専門委員 ヒアリング結果の共有、ありがとうございます。大変興味深く読ませていただきました。皆様からいただいた御意見は私もおおむね賛同するような内容なのですけれども、こちらから意見を述べさせていただきます。

今回の事後評価がなかなかまだなされていないということに関して、皆様からも御懸念のお声があったかと思います。宇野先生からも、これはちゃんとやるべきだというお声をいただきましたけれども、会計に携わっている立場からしますと、これは発注者、事業者のアカウントビリティーとして当然必要なものだと思いますので、何か理由があって事後評価できないのだとしたら、そこをちゃんと整備してあげる必要があるのかなというふうに拝見しました。

今回のこちらの資料並びに計画部会の資料の中にもございましたけれども、例えば、コンサルタントを使わないとなかなか事後評価ができない。そこに予算がつけられないというようなお話もあったりしました。お金の問題でできないのだというのはすごく残念な話かなと、本末転倒な気もしますので、予算をつけるのであれば、国庫補助の対象にそういったものも必要なのかなと。もちろん委員会方式でやったり、アドバイザー方式でやったり、いろいろなやり方があると思うのですけれども、事後評価がきちんとできるような仕組みを整備していただければと考えております。

今回のヒアリングの結果をどんな形でメッセージに出していくのか。ただやりましたというだけではなくて、深掘りをというお話をいただきましたので、それは当然のことだと思います。これを見ただけでも非常にいろいろな経験値が、やってみてよかったこと、メリット・デメリットというもの、並びに3年ぐらいは計画を立ててきちんと次期の検討をしていくべきだとか、そういったものもございますので、示唆に富んだ内容だとは思いますが、ここからどんなメッセージを出していくのかというのはこちらの部会の中

である程度方向性を持ってくべきなのかなと思いました。

あと、先ほども修繕リスクのお話でしたが、ここは非常に高い専門性が要求される部分と、プラス民間の蓄積といったところで、両方の兼ね合いが必要なのかなと思います。資料の中では、自治体の中にはそういった専門性を持った人間がいないので外部から持ってきたというようなものもございました。この辺のリソースをどういった形で確保できるのか。

先ほど申しあげました計画部会の資料の中で資格制度ということも少し触れられておりましたが、資格制度も非常に領域が多岐にわたるので、これをきちんと整備していくのはなかなか時間がかかる話だろうし、現場のことを考えると、ただでさえ人がいない中で、資格試験に向けた準備をするのは大変なのだろうなという気もしたのですけれども、どういった形で専門のリソースを確保していくのかというのはあるかなと思いました。

最後に1つ、引き継ぎの話が今回の資料の中で少しございました。1期と違う事業者が2期をやるとするのは、競争環境を整えるのが難しいと言いながらも、引き継ぎの難しさというのもコメントの中にございまして、ここはどんな難しさなのか。前の事業者の方が十分な情報開示を次の事業者にしてくれないとか、情報の分断が起きてしまうとか、そういったようなことがあるのかなと拝察いたしました。

参考までになのですが、会計士の業界だと企業の監査人の交代というのは起り得る事態で、監査人交代に当たって、こういう引き継ぎをしなければなりませんよというのが監査基準委員会報告というものの中にあるのです。でも、紳士協定ではなくて、基準があるのでそれに従ってやりましょうということになっております。

もし今後、競争環境を整備していきたい、いろいろな事業者が入りたい、でも前の事業者からの引き継ぎが十分なされないとなかなか入っていけないということがあるのであれば、外からちょっと、こういう引き継ぎは十分なされるべきであるといったような案内を出してあげるといっても、後からの事業者が入りやすくするための一つの施策なのかなと考えました。

以上です。ありがとうございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

渡辺専門委員。

○渡辺専門委員 NTTデータの渡辺です。よろしくお願いいたします。

私のほうで、委員の先生、皆様から出た意見に追加させていただくことはほぼないのですけれども、あえて二本松先生から出ていた御意見で、建物の瑕疵含めて、役割分担がどうなっていくのかというところで申し上げますと、私はNTTデータなので事業者の立場の経験値を踏まえての発言になるのですけれども、既存の事業者としてやはり建物の築年数が一定程度たってきますと、やはりどうしても改修が必要な部分というのが必ず出てきます。

特にBT0案件、自治体様のほうに申しあげるということは事業者としてきちんとやってくるのですけれども、ただ、予算の都合でなかなか修繕が実際にできないということが非常に多

くて、それを2期目になったときに、事業者として提案してきた修正要望、それから、そこをわかった上でできなかった自治体の背景、2期目で事業者さんがかわった場合に、誰がその修繕についてのリスクを負うのか、役割を担っていくのかというのは非常に気になるところかなと思っております。こちらのほうを意見としてお伝えさせていただければと思います。

以上でございます。

○根本部会長 お願いします。

○北詰部会長代理 北詰でございます。いろいろなデータまとめていただいて、どうもありがとうございます。

2点だけ。1点目は、皆さん当然のことではございますけれども、事例で選ばれた方法だとか、なされたことが正しいという前提で我々は議論しているわけではないから、PFIの次に、例えば指定管理者制度が選ばれることが、その事業の特徴にとってふさわしくければ当然それでオーケーなわけですね。ですから、事業の特性に応じて正しい方式が選べる。これがたまたまPFIでなくても、それが大丈夫であれば、我々としてはオーケーということになります。

逆に言うと、今回の数は少ないですけれどもまとめられた情報をもとに、今回選ばれたいろいろな2期目の方式が正しかったかどうかという観点で、当然この報告は出さなければいけないわけです。大規模改修がないPFIを選んだのは本当によかったのですかとか、そういう視点から報告をしなければいけないですね。そこはある意味では皆さん当然わかっておられると思うのですけれども、一応確認をしておきたいと思います。今日の御説明も、どちらかというところとちょっと違った観点の御説明があったかのように理解いたしましたので、ちょっと確認したいと思います。

2点目ですが、横山委員がおっしゃったような2期目の仕様書が1期目とあまり変わらないのではないかみたいな話なのですけれども、これはいろいろな理由があると思うのですが、私自身は多分、途中のモニタリングのときにバリュー・フォー・マネーのマネーのほう、要するにコスト削減に関する業者のいろいろな工夫に、あるいはそれが丁寧に行われたかというところに重きを置いてモニタリングをしているからであって、バリューを高めるほうの工夫をしていたかという観点をかなり重要視してモニタリングすれば、いろいろな事業の新しい改善の知恵が自治体側、発注者側にたまっていたはずなのです。そうすれば10年後、15年後の2期目の仕様書とか要求水準書に、どんどん事業をもっと改善していくような、新しいアイデアがどんどん組み込まれるようなプラスの意味での工夫が盛り込まれた要求水準書に変わっていったのではなかったかと思うので、それが根本的な理由になるのではないかと思います。ですので、そういったことも観点としてレポートしてはどうかと思いました。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

ちょっと私からですけれども、事後評価の話と2期目の事業の話をしっかり分けられていない感じがするので、整理する上では、それをちゃんと分けてくださいということですね。マニュアル化の観点でもそれは分けられるべきなのですから、事後評価について言うと、直営でも事務事業評価を毎年行っていますので、それと比べてどうかというのをちゃんと聞いておかないといけなくて、直営の事後評価プラスアルファというのが原則、ルールだと思います。全く違うルールを持ってくると、著しくそれがコストアップにつながっていったら、PSCに織り込まないといけなくなってしまうわけです。さらにPFIへの参入障壁が高まるということなので、PFIにすると原理原則に厳密で、直営だとそうでなくてもいいという話ではないと思うので、両方一緒にやるのであればいいのですけれども、その辺のバランスがやはり大事なかなと思います。

事後評価のフォーマットを、ひな形みたいなものを最終的につくるのがいいと思うのですけれども、できるだけそこは簡単にしておくということですね。重要なことはしっかりもちろんやるのだけれども、様式だけで何十ページもあるみたいなものは想定してなくて、事務事業評価並みに2ページぐらいでおさめるというのが大事なかなと思います。

それといろいろなエピソードが出てきていて、まだ十分聞き取れてないところもあるように思いますけれども、参考事例集みたいな形で、事例集というかこの案件はとは言えないのですけれども、こういう項目が実際に問題になりました、話題になりましたというエピソードは物すごく大事で、それは2期目というよりも1期目の参考になるのです。これから新たに1期目をやるところに、終わったところはこんなことで悩んだのだとかいうのは、最初からそれを織り込んでいけば済む話になると思うので、それは大事だと思います。なので、事後評価様式はできるだけ簡単に、参考事例集はできるだけ具体的にというような、そういう発想でまとめていただけるといいかなと思います。

それで、ちょっと具体的な中で、恐らく事後評価ひな形の中にも書かれると思うのですけれども、事後のバリュー・フォー・マネーという概念が私は全く理解できてなくて、財政負担は固定されているはずなのに、今さらバリュー・フォー・マネーを計算してどうするのか。変動契約であればあると思うのですけれども、一生懸命費用を下げたとしても、別にそれによって財政負担を下げているわけではないので、民間の利益が出過ぎてけしからぬみたいな、そういう全く筋違いの話を惹起しかねないので、事後バリュー・フォー・マネーは全く不要だと思っています。バリューのほうは大事ですけれども、マネーのほうは不要だと思っているのですが、やっていますというところは一体何をやっているのか。何をもちいて事後バリュー・フォー・マネーと言っているのか、そこは具体的に教えてほしいと思います。

以上でございますので、これ全部答えているとまた大変なので、逆に事務局としてこの質問の趣旨がよくわかりませんでしたというところがあれば、聞いてください。

○石川審議官 都合で退席するものですから、いろいろありがとうございます。

北詰先生がおっしゃられた、今回の調査で、2期目のものが正しいというのが前提だと

ということでは全くなくて、やはり正しいのかどうかというか、もっと言うと、どうしたらいいかということですね。そこを何か自治体の方々に参考になるマニュアルというのが大事ではないかと事務局としては思いました。

事後評価は、議会にどうせ説明しなければいけない話になるので、その後、指定管理にしようが、直営にしようが、PFIであろうが、どうだったのだという話はあるので、これはどうやるべきかというマニュアルも必要かもしれませんが、それよりも2期目を考えるに当たっては、事後評価をしてそれで2期にどういう業務を行うのか。そのときに、例えば改修を伴ってVFMが出るとか、改修は伴わないけれども、例えば大阪の八尾の病院みたいに、PFIにすると改修はなくても長い期間とれるわけですね。でも、指定管理者制度だと5年が相場ですから、そうすると人が雇えなくなるのですね。

そういうことも考えると、VFMがもう2期目も出そうだからとかその他の理由でPFIを継続する方がいいし、VFMが出なかったら、例えば指定管理者制度でもいいし、あと、アクションプランには収益事業について、いわゆる収益、利益が出るような感じになっていけばコンセッションのほうへの移行も検討すべきでありまして、せっかくマニュアルをつくって、例えばアクションプランにも、根本先生は計画部会も兼ねておられますから、こういうマニュアルを政府は整備し、それを地方公共団体に指し示すべきであるという書きぶりを入れることも可能ですし、そうなりますと、2期目をどうしようかと迷っている自治体の参考となるような印象がいたします。

○宇根企画官 御意見の内容は理解したつもりです。ただ、あと事務局としてしっかり対応していかなければいけないので、特に重要なのは、これを受けて、ではどうするのかというのが一番重要だと思います。我々としては、マニュアル等をつくって示していくというつもりではあったのですが、ただ、マニュアルをきちんと整備していると時間がかかり過ぎてしまうので、今回得られた知見の中で短期間にまとめられるものは、基本的な考え方とかで、事後評価と次期検討に向けての考え方ですけれども、そういったものをA4、1～2枚程度でまとめて、次回の部会までに準備をして、御議論いただいて、もし納得いくようなものができれば地方公共団体等に通知していくとか、そういったことも考えていきたいと思いますので、皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

○根本部会長 1～2枚とは言わず、もうちょっとできないかなと思いますけれども、多分その中の、事前にその1～2枚のメモをつくっていただいて、次回のかかり前に先生方にメールで流して、この論点はぜひ基本的なペーパーの中にも入れてほしいということがあると思うので、それが言えるような機会をつくってほしいなと思います。

○宇根企画官 わかりました。十分事前に送らせていただいて、次回でとりまとめ、そして外に出せるように、しっかりやっていきたいと思います。

○根本部会長 ありがとうございます。

今の話について、この後また次の議題に参りますけれども、主たる議題ですので、お互いの意見の出し合いとか事務局からの回答を聞いていただいて、改めてちょっと言い忘れ

たとか強調しておきたいことがあれば、どうぞ御発言をお願いします。

どうぞ。

○福島専門委員 今、北詰先生の話と石川審議官の話があったので1点だけ。どことは言いませんけれども、明らかに2期のところで、コンセッションのほうがいいのではないかなというものがあったのでヒアリングで聞いてみたのですけれども、ある意味思い込みみたいところで、コンセッションは難しい、あるいは面倒ということで別の手法を選んでいるという事例もありました。そこを含んで、男気で同じような感じでやっていると先程申し上げたのですが、実はそういうヒアリングもしていましたので、御報告させていただきます。

○根本部会長 難しいのでしょうかというのは、行政のほうがそう言っていた。民間からするとコンセッションでも十分受けられそうな案件なのですか。

○福島専門委員 はい、そのとおりです。先程北詰先生がおっしゃったように、BもRもなさそうな案件、運営に入っているような案件ということです。

○根本部会長 どうぞ。

○下長専門委員 今のお話で、我々もよくコンサルティングをする中で、当然コンセッションは運営フェーズの事業手法の選択肢としてはあるのですが、面倒くさいという言葉は使わないですけれども、指定管理者制度でかなり同様の効果が得られるスキームは組めるものですから、指定管理者制度を勧めるケースがあります。現行のコンセッションの課題だと思うのですけれど、条例が必要であったり、新たな概念を議会や市民の方に説明しなければいけないということからすると、やはり指定管理者制度の選択肢は通常の自治体であれば選択しやすいというのは間違いないところです。コンセッションというものをもう少し使いよくするとか啓発していくということも逆に必要ではないか思っています。

○根本部会長 どうぞ。

○山口専門委員 別のことなのですが、先ほど委員の先生方からの議論で、1期目から2期目にかけて要求水準書をどうするかという話があったのですけれども、1期目、2期目という議論ではなくて、私、いろいろな事業者選定の委員を務めて、特にごみ焼却施設の事業者選定の委員が多いのですけれども、そこで感じるのは、実際にコンサルさんが中心になって要求水準書をつくっていかれると思うのですけれども、やはりコンサルさんもいろいろな事業を手がけている。そうすると、民間事業者から出てきた提案を次の要求水準書に反映させるという形で、どんどんこの要求水準書が、要は本来最低限のものを定めるはずなのに、それがどんどんオーバースペックになって、結果的にオーバースペックなのだけれども予定価格が低い。そうすると、こんなのできるかという話になってしまうので、1期目から2期目に要求水準書をどう反映させるかといった場合でも同じような議論になってくるので、基本的には、この部分が欠けていると問題が起きてしまう。その問題を未然に防ぐような形で最低限の水準を定めていく。そうしないと民間事業者のノウハウの発揮余地がなくなってしまうので、そのあたり、要求水準書の位置づけをきち

んと確認していただきたいなと思っています。

以上です。

○根本部会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。後ほど、もし時間があれば、思い出したことを御発言いただいて結構です。

それでは、事務局から議事3及び議事4の御説明をお願いします。

○宇根企画官 それでは、議事3、4を御説明させていただきます。

まずは資料3のほうで、議事3について「民間提案制度に関する調査・検討について」ということで御説明させていただきます。

まず目的については、民間提案制度は従前からやっていますけれども、昨年度、計画部会でアクションプランのレビューをやっていただいたのですが、民間提案制度について導入は進みつつあるけれども、十分には活用されていないのではないかと。特に法6条に基づく民間提案は、そのレビューをした時点で5件しか確認されてないというのが現状なので、この事業推進部会のほうで事例調査等を行い、課題や改善策について検討を行っているということで、目的とさせていただきます。

3ページ目は、今申し上げた計画部会で取りまとめていただいたレビューの民間提案部分の抜粋ですけれども、一番上に実績が書いてあるのですが、一番上の左側が法に基づく民間提案の実績で5事業ぐらいありまして、あとは右側が法に基づかないものなのですが、一番上は、受領して採択に至ったものが117団体ぐらいであって、数としては結構あるということでございます。

続きまして、4ページ目ですけれども、今回検討に取り上げる前に我々のほうで、民間提案はどんなものがやられているのだろうかということで、平成30年度に提案を受けた民間提案を対象に、各自治体にどんなものをやりましたかというアンケート調査をいたしました。その結果が5ページ目ですけれども、民間提案は大きく分けて、サウンディングと法に基づかない提案（民間発案）と、あとは法に基づく民間提案があると思うのですが、30年度のものを見れば、やはりサウンディングがかなり多いという状態と、あとは法に基づかないものが15件ぐらい、法に基づくものは少ないというような状況がアンケートからわかりました。

6ページ目に今後の調査の進め方ということで、民間提案についてヒアリングを具体的にやって、掘り下げていかないとわからないことも多いかなと思ってまして、ヒアリングを実施しようと思っております。調査方法については、民間提案の場合はどの段階で民間提案を受けるかというのが非常に重要なかなと思ってまして、基本構想前、基本計画策定前、基本計画策定後のタイミングで民間提案を活用した事例を1～2例ずつ抽出して、行政、民間企業双方の担当者に意見を聞きたいと思っております。それを当方で抽出したのが下の表になっておりまして、今言った3つのタイミングで1～2事例程度を挙げております。

あとは重要な要素としては、インセンティブの付与方法はどんなもので与えたのかとか、

PFI法に基づいているのか、基づいていないのかということも、それぞれ網羅されるように事例を選択しております。

なお、サウンディング調査については、やり方もさまざまですし、そのやり方が難しいとかそういう話ではないので、今回のヒアリング対象から外させていただきたいと思っております。

そのような事業を対象に、ヒアリングのほうは7ページ、時期とヒアリング項目を書かせていただいておりますけれども、時期は12月にヒアリングをやって、1月の次回の部会に結果報告させていただきたいなと思っております。

ヒアリング事項としては、ここに書いてあるようなことを聞きたいと思っておりますが、主なものとしては、法に基づいてやった、もしくは基づかなかったときにはどういった理由というのかと。

あとはインセンティブの付与方法、随意契約とか事業選択時の加点などが多いのですけれども、そういったものやってみてどうであったかと。

あとは地方公共団体、民間事業者の負担が必ず話題になりますので、その辺はどうだったかとか、民間提案の評価体制、これも現場では悩まれていると思うので、どういったことでやられていますかと、こういったあたりをヒアリングしていきたいと思っております。

8ページからはヒアリング対象の事例の概要を挙げておりますが、有名なものも含まれておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

13ページが今後の進め方のところでございますが、一番上の茶色の枠は今回で、それが終われば我々のほうで、ヒアリングをさせていただいて、第4回、次回の部会、1月28日ですが、それまでにヒアリング結果を取りまとめる。あとは、その中でヒアリング結果を見ていただいて、制度等を改善すべき点などがありましたら、部会の提言として取りまとめさせていただいて、我々の施策に反映させていただくようなことも、やってみてはどうかと考えております。

長期的には、一番下の四角の枠ですけれども、必要に応じて追加調査や制度改正、法や今あるガイドラインなどの改正にもつなげていくべきかなと考えております。

民間提案制度に関しては以上でございます。

続きまして、資料4の「公共施設の非保有手法に関する調査・検討について」、リース等についても調査・検討を進めていきたいと思っております。

2ページ目に目的を書かせていただいておりますが、目的としては、今後人口減少などがあって公共施設等の利用需要等が変化することが予想されておいて、そういった中で非保有手法（リース方式等）は有効な手段の一つと考えられておいて、教育関連施設などで活用事例が増えつつある。そういった中でちゃんと事例を調査し、その適用性・有効性等を整理検討して、適切な活用につなげていきたいということを書かせていただいております。

3ページ目は、この調査の対象にするに当たって、非保有の事例について我々もあまり

情報がないので、どれぐらい行われているのかというものを、今年の夏にアンケート調査を行いました。調査対象としては、この5年間で非保有手法の事例について挙げてくださということで、全自治体に対してメールでアンケートを送付しました。

4 ページ目が実際に何件あったかということなのですが、実施団体80団体で218件ぐらいありました。ざっと見たところ、やっているところはかなり多目にやっているなどというような印象を受けました。

5 ページ目がそのアンケートの結果で、どういった事業分野で活用が多いのかということでございますが、右半分の青が義務教育関連施設ということで、幼稚園・保育園とかそういうところが多かったです。あとは茶色が教育文化関連施設ということで、スポーツセンターとかそういったものに絡んだもの。灰色が庁舎等で26件ということで、こういったものがかなり多かったというのがアンケートの結果でございます。

6 ページ目は、非保有の手法といってもいろいろあるので、どういった形かというのを、ここは選択肢を3つしか準備しなかったのですが、複雑にしてもなかなか皆さん理解できないかなと思って、リースですか、もしくは民間サービスによる代替ですか、その他ですかということで聞いたのですが、ほとんどがリースであるということでございました。リースといっても単純な賃貸みたいなものからファイナンス・リースのようなもの、さまざまなものが入っているとは思いますが。

続きまして7ページについてですが、先ほどリース、賃貸はいろいろあるというお話をしたのですが、やり方はさまざまあったのですが、事例を見て、非保有の手法として主なものを類型分けすると、この7ページのようなものになるのではないかとということで事務局のほうで案をつくらせていただいております。ヒアリング結果を整理するとき等にこういうものを活用したいと思っているのですが、類型について御説明しますと、まずは1点目、施設借り上げ方式ということで、これは一般的な賃貸だけという形で、庁舎や教育文化施設などで多かったのですが、本当に場所・箱を借りるだけというような方式でございます。

2点目がファイナンス・リース方式ということで、いわゆる一般的なファイナンス・リースということで、リース料に、設備の整備などの費用も含めてリースを行うという方式でございます。

3点目がB00方式ということで、ファイナンス・リース方式に比べて、運営も民間で行っていただくという方式でございます。

4点目がセール&リースバック方式ということで、ファイナンス・リース方式に近いのですが、最初の施設整備の段階で民間に整備してもらうのではなくて、公共の施設を買い取ってもらって、それをリースで改めて公共が借りるという方式でございます。

5点目が民間サービスによる代替ということで、こちらはほかの4つと違って、公共だけが使うのではなくて、そもそも民間が民営の事業としてやっているのを時間借りしたり、もしくは来てもらってサービスを提供してもらおうということで、民間がやっている事業を

公共でも活用するようなものをイメージしております。こういったように分類されるのかなということで、類型の案をつくっております。

続きまして、8ページでございますが、こちらは参考なのですが、非保有というのがメジャーでもないの、ここでちょっとPFIとの差をまとめさせていただいております。基本的には非保有手法は、左下の赤字で書いていますけれども、公共施設を保有せずに公共サービスを提供する手法ということが大きな特徴なのかなと。PFIとの違いで言えば、B00は両方に係るような形であるのですが、やはり施設所有の話に差があるのかなと。

ここで、メリット・デメリットのところでは大きな特徴としては、主なメリットの2つ目の点で書いていますけれども、非保有手法のときは公共施設を保有しないため、短い事業期間や需要の変動に比較的柔軟に対応できるということが非保有手法のメリットとか適用の判断の基準になるのかなと考えております。

9ページ以降は、先ほどの分類の各分類どんな施設事例が考えられるのかということで事例の例を示しておりますが、こちらの説明は割愛させていただきます。

14ページ目、今後の進め方になります。第3回、茶色の部分は今回ですけれども、青が次回の部分なのですが、次回までには、先ほど、この5年間でやったところがある程度数あったのでアンケート調査をやらせていただいて、やったメリット、デメリット、あとはその適用性、なぜリースを選択したのかとか、そういったあたりを調査して、網羅的に特徴を把握させていただきたいと思っております。それをまとめた上で次回の部会に報告させていただきたいと思っております。

ちなみに、調査では、類型であった施設借り上げ方式、単純な箱借りについては、これを調べてもしょうがないので、この辺は調査の対象から外させていただこうかと思っております。

そういったものを調べさせていただいて、次回はアンケート結果を公表し、令和2年度以降については必要に応じて追加調査、場合によってはヒアリング等を行って、非保有手法の適用性とか課題といったところをさらに掘り下げていく必要があるのかなと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、資料3、4に関して御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○横山専門委員 滋賀大学の横山でございます。

資料3と4について1点ずつ、これもぜひ地方自治体に留意事項として示していただきたいと思っておりますけれども、まず、民間提案制度につきましては、企業ノウハウの保護というのは項目としてヒアリング事項にあるわけですが、これは本当にそうしていただきたい。私の知っている事例でも、知財がきちんと保護されていない。議会とかから求められると出してしまうとか、そういった自治体がありますので、ここはきちんと保護する制度とい

いますか、そういったルールをきちんと明確に示すようなマニュアルがあるといいのかと思いますね。

それから、資料4の非保有のほうですけども、リースに関して申し上げますと、これは地方自治体が慣れていません。リースは、地方自治法上の長期継続契約になると思いますが、その辺は、ケースが少なく慣れていないのです。この前、総務省の報告書を見ておりましたら、指定管理者制度でも、債務負担行為を本来すべきなのですけども、それがされていない自治体かなりの割合で、いまだにあるのです。私もびっくりしたのですけれども。

自治体においてそういう認識がないということです。ですから、リース等を促進しようとするならば、これは長期継続契約の活用なのだということのノウハウを示してあげたほうが進むと思うのです。そういった面からのフォローも、総務省の所管になるかもしれませんが、あわせて示していただけるといいのではないかなと思います。

○根本部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○福島専門委員 福島です。

こちらのほうもアンケートをするというお話かと思いますが、先ほどの話と同様、やはりアンケート後でどうやっていくかというのが多分重要だと、それを見据えた上でアンケートしていく必要があると思うのですが、まず民間提案のほうは、前身の事業部会でも、たしかこの6条提案に関しては結構議論していたような気がします。

恐らく民間側のポイントというのは、知財が確保されるというのは当然のこととして、その上でやはり提案したことのインセンティブがどこまで得られるかということ、多分そこに尽きると思うのです。5ページに円グラフがある中で、6条提案が1件しかなくて、随意契約を含めると民間提案が15件ある。恐らく最近のトレンドもかなり、特に随意契約保証型の民間提案は伸びている気がしますけれども、多分そこは、その差が示しているところは民間にとってどれだけインセンティブがあるかということに尽きるのではないかなと思います。なので、非常に難しいとは思いますが、やはりインセンティブと平等性のバランスというところで、以前の事業部会のところではたしか、民間提案をやりやすくするためにバリュー・フォー・マネーの計算のより簡易的な方法を議論していたような気がしますので、そちらもぜひ参考にいただければなと思います。

一方で、水を差すようなことを言うつもりはないのですけれども、いろいろな呼び方がありますが、随意契約保証型民間提案というのはPFI法に基づかない部分なので、結構自治体さんが独自の判断と言うとちょっと言い過ぎですけども、結構個別に判断されてやっているケースがあって、法律に基づかない部分だけ、随意契約でそこまでやって大丈夫かというような懸念もあるので、この事業推進部会がどこまでそこに手を突っ込めるかどうかかわかりませんが、何らかちょっとガイドラインみたいなものももしかして必要なのかなというのを個人的には思っているところがあります。それが前段です。

後半は、長くなって申しわけないですが、非保有のほうに関しては、個人的にはもうかなり以前から国交省さんのほうでPRE、パブリック・リアル・エステートの証券化というところでずっと同じような議論をしているので非常に感慨深いところがあります。

一番後ろにアメリカのガバメントREIT、今はOPIというのですけれども、そのような資料もつけていただいています。先ほどお話にもあったとおり、根本的にはこれは要するに自治体さんが、非保有ということ自体が脳裏にないというか、公共施設は保有するものだというところ。件数を見ていると、リースも結構あるのだなと思って見ていますけれども、全体の比率からいくと、多分、非常に微々たるものだと思います。

一番後ろのアメリカの事例は、以前のガバメント・プロパティーズ・インカム・トラストという名前のときは、これは実は政府系テナントの比率が多分9割ぐらいあったと思うのですけれども、その当時ですら、実は特別扱いはなかったのです。つまり、US-REITのセクターの中で、単なるオフィスREITという扱いをされていた。ここが実は重要なポイントで、つまり、公共側が公共施設をリースすることに対して、珍しくも何ともない、単なるオフィスREITという扱いを受けているということが重要でして、そこを自治体さんに、先ほどの御意見と全く同じなのですけれども、非保有ということは別に普通のことなのですよということをはかりに刷り込めるかということが重要なことだと思います。

その中でジャストアイデアですけれども、よりインフラのほうに寄ってくるのですが、オーストラリアにアセットリサイクリングという仕組みがあります。要するに非保有にすることに対して、自治体側にインセンティブをつけるというものです。日本は民間も比較的資産を保有したがる。例えば本社ビルを自分で持ちたがる傾向が欧米の会社に比べて圧倒的に多いのです。ただ、民間のほうは、会計上の減価償却などが固定資産の持ちすぎに歯止めをかける仕組みになるのですけれども、公共のほうは、最近公会計も整備されてきたとはいえ、やはりまだ資産効率などを意識するところもないので、だから保有に偏るところもあると思うのです。

ですので、持たないことによって、民間であれば会計上で出てくるデメリットみたいなところをインセンティブで補うような仕組み、オーストラリアのアセットリサイクリングのような仕組みなどを考えてもいいのではないかと思います。

すみません、長くなって恐縮です。

○根本部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○村松専門委員 PwCの村松です。

今、福島委員からもお話があって、民間ではリースはB/S上の計上を生むということで、なれているからというお話がございましたけれども、非保有のスキームについて、既存の会計基準できちんとカバーできるのかなという検討は一度、自治体側からも事業者側からも両方の視点でやるべきかというのは、今日お話をお伺いして感じたところです。

別の業界になるのですが、省庁主導でシステムを変えたのだけれども、会計がボトルネ

ックになってしまっていてなかなか事業者の方が取り組まないという事例があるのです。具体的には申し上げにくいので割愛いたしますけれども、会計がネックになってしまって、せっかいいい仕組みがあるのにそれに取り組まれないということになってしまうのは、会計に携わる者として非常にじくじたる思いになってしまいますので、そこはもしかしたら既存の基準で全てカバーできてしまうということかもしれないのですが、一度スタディーにかけてみるのがいいのかなと思いました。黒石先生がいらっしゃるところで、御意見をぜひいただければと思います。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

今のでありますか。

では、どうぞ。

○下長専門委員 民間提案制度はもう長らく議論されてきていて、なかなか実績が出てきていないという中で、今幾つかの事例を挙げていただきました。これらの事例は非常にチャレンジングなことを実施した自治体さんということで、しっかりヒアリングいただいたほうがいいのかなと思います。

民間側からすると、インセンティブがどれくらいあるのかということが論点ですし、公共側からすると、インセンティブ付与の適度についてどう説明責任を果たすのかということが最大の論点になると思います。そのあたりで、加点を10%ぐらいやりますよという相場感が出てきたときに、その相場が社会的に適当な範囲だという共有ができれば、民間提案制度は相当進むのではないかと思います。我々も自治体に聞かれて、加点の適当さ、適度さの説明が難しいので、これならいいですよコンサルティングできないところがあります。

インセンティブの相場について、何らかの社会的な認識共有を得る方法があればいいのですが。それはこういう場でいろいろな方から意見をいただくとか、事業者にアンケートでとっていくとかいうことで熟成させればいいのではないかと思います。

次に民間提案のプロセスについて、官民どちらからボールを蹴るのかということも非常に大きな論点です。民間側からボールを蹴る場合、あの公共施設はPFIで実施したらいいですよという提案を持ち込んだときに、そのニーズが自治体さんと合っているかというリスクが非常に高く、折角提案したのに受け取ってもらえないという可能性があるということです。我々が自治体さんに勧めているのは、PFIで検討を進めるような候補事業・施設があるときに、ぜひ民間提案を持ってきてくださいよというような、小さなボールの蹴り出しを公共側から行うことです。福岡市さん等は、ロングリストやショートリストという形で俎上にのるような案件を公表されている、ああいうことをどんどん自治体さんにやっていただくと良いと考えます。今度ホールを建て替えようかと思っているのだけれども、民間提案してくれたら10%加点するからいい提案を持ってきてよというようなことで民間を誘い出ししたらいいのではないかと思います。

次に、非保有手法の話についてはもう少し論点というか本質を整理されたほうがいいのではないかと思います。単に非保有か保有かという問題ではないと思います。オフィスのような汎用性のある庁舎施設であれば、単なる賃貸借とリースというような視点で検討できるのですけれども、公共施設には汎用性の低い施設も多数あるかと思います。そういったときにリースの場合、恐らく途中解除の条件で、2年で使わなくなったからリース契約解除したいとしてもそんな簡単に解除できることになっていないと思います。ファイナンス・リース的に建物への投資のリスクが一体官民のどちらに振られているのかということが重要です。表面上の建物所有権がどちらにあるのかという視点だけではなくて、建物への投資リスクが一体どちらに帰属しているのかを整理する必要があると考えます。庁舎のように汎用性のある施設用途であれば、建物所有リスクを民間側に振ることは可能だと思うのですが、汎用性の低い施設については、何らかの形で公共側で投資のリスクを負っていると思います。そういう視点で整理をいただければ良いと思います。

○根本部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○山口専門委員 民間提案制度についてなのですけれども、スライドの7ページ、ヒアリング事項のところ、先ほど御説明のところでも少し言及があったのですが、どの段階で民間提案を募るのかという話があったと思うのです。それは結構重要なのではないかと思います。民間提案そのものではないのですけれども、ある自治体で、いわゆる公共施設があって、それをそのまま建てかえるとものすごくお金がかかるので、要は、合築して複合化してここに配置しましょうみたいなのをコンサルに依頼して、基本計画を出して、そうしたら住民からかなり反対が出たというところがあって、いわゆる合築で、こういった形で合築して複合化して配置するのかみたいなところのドラスティックな計画みたいなものも民間に出させるといった場合に、その出させた後に出てきたものに対して結局賛同が得られないみたいな話もある可能性があるのです。今回の案件についてはどの段階で、それぞれ要は基本計画の策定前だったり、基本構想計画段階とかがありますね。それぞれの、なぜその段階で民間提案を募集したのかということです。そのタイミングがよかったのか悪かったのかという評価も含めて伺っていただきたいなと思います。

以上です。

○根本部会長 はい。

○二本松専門委員 二本松です。

民間提案制度のほうなのですけれども、この間、海外調査に行かせていただきまして、その調査は全然別テーマの調査だったのですけれども、たしかアメリカだったかと思うのですが、かなり民間提案が多いというお話を聞いたりしましたので、日本でもうちょっと増やしていきたいのであれば、海外参考にするというのも一つありかなと思いました。

あと、福島先生がおっしゃっていたとおり、随意契約保証型については既存の法律との関係は私も気になるなと思っています。会計法、予決令、地方自治法との関係は検討して

いきたいなと思いました。

以上です。

○根本部会長 どうぞ。

○北詰部会長代理 簡単に申し上げます。

まず非保有のほうについてですけれども、少し山口委員の意見に関連しますが、御自身たちがどう不安に思っているかだけではなくて、市民というか利用者がどこまで不安に思っているかというところが本当は気になるところですけれども、ヒアリング等もありますが、そういう市民の不安だとか思い、場合によっては思い違いかもしれませんが、そういったところを行政サイドはどういうふうに捉えていて、どう判断しているのかというのが少し観点になるかなと思っています。

議会筋云々とやり出すとややこしいかもしれませんが、ストレートに市民、利用者という感じで理解していただければと思います。

それから、民間提案のほうはどのタイミングで、どういうフレームでというのがあるのですけれども、財政支出の増を伴うような民間提案といったときに、後半のほうは、ある程度財政が固まったときにはなかなか難しいのですけれども、割と上流の段階でやれば可能は可能です。それでもやはり担当の部局としては、来年度、再来年度、3年後、4年後、どれぐらい自分たちが財政当局から認められるお金のうちのどの部分をこの時期に当てはめると、何となくイメージがおありになるはずで、それに対して割と侵食していくような形になっていきますから、そういった抵抗感についてどうお考えになっているのか。表立って書けないかもしれないのですけれども、聞いていただけるといいかなと。

以上です。

○根本部会長 ほかはいかがでしょうか。

では、私のほうから何点かありまして、民間提案に関して言うと、アメリカのPPEAというバージニア州の制度があって、それが非常に参考になるということで以前の部会で検討したことがあります。最近フォローしていないのですけれども、うちの教員でフォローしているのがいるので、情報は聞いていただければ出せるようになっております。

それから、随意契約に関して言うと、3年前に出したガイドの中で、官民対話の類型を3つに分けて、3番目に選抜・交渉型というのがあって、それをつくり出すに当たって相当法的な国際法のチェックもかけているのです。なので、それを一応前提にして、プラスアルファで考えるというような段取りになると思います。

先陣を切った我孫子市の仕事を今やっているのですけれども、簡単に言うと、基本的には自治法で自治体の権限になっているので、全く全国自治体が同じである必要はないよねというところからスタートするのですけれども、世の中に全くないものでないと駄目ですよみたいな、そういうことをしてしまうと、そのために技術開発、研究開発しろという話になるので、それは無理でしょう。かといって、どこにでもあるものが随意契約になるわけでもないということで、一応整理としては、どこかに買いに行ったら売っているような

ものは駄目ですよ。たとえ我孫子市で、第1例であったとしても、それは駄目ですよ。既製品は駄目です。ただし、何らかオリジナルのベースになるものがあるって、それを我孫子市型に加工して、かなり重大な改変を加えたものであれば随意契約にしましょうという位置づけにしています。それでも民間からすると、結構、出したはいいけれども認められないリスクがあるので、出てこないのです。なので、随意契約にしたという、選抜・交渉型を認めたという歴史的な経緯も踏まえて検討していただきたいなと思います。それが民間提案の話。

それから、非保有に関して言うと、バウチャーという言葉を出してほしいなど。非保有というのちょっとわけがわからないので、リースはいいのですけれども、バウチャーというのがやはり世界的に見たら流れとしてあると思うし、日本だと民間でも十分さまざまなサービスを提供されていますので、民間のサービスを教育でも、福祉でも、何でもいいのですけれども、買うということのできるものが多いので、バウチャーという概念をどこかに入れて類型化していくことが必要かなと。

それから、自治体がなぜやらないのかという最大の理由は恐らく2つあって、1つは、施設は保有するものだと思っていると先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、それというのはあながち迷信でもなくて、法律の条文を読むと、あたかも施設を保有することが前提になっているような書き方がされているものがあるということですが、それはそうではないですね。機能を提供する義務がある。公民館とか図書館をつくるものとするを書いてあっても、義務ではないし、図書館という箱をつくれと書いてあるわけではなくて、図書館というサービスを提供しろと書いてあるわけです。

それは学校教育施設も同じで、義務教育をしろとは書いてあるけれども、学校を所有しろとは書いていないのです。機能提供義務と施設保有義務をちゃんと仕分けてあげるとするのは大事なことで、施設の保有を義務づけていないのですよということはずごく大事かなと。推進室としてそこまでやるかどうかは別なのですけれども、我々の方でもある程度蓄積があるので、御提供しても構いません。

それから、もう一つの理由は補助金です。なので、ヒアリングをするときには、非保有の事例のヒアリングも大事なのですけれども、非保有にしなかった事例のヒアリング、普通のことなのですから、それをどうやって聞き出すか。その最大の理由は補助金が見つからないからなので、それをしっかりと論点として指摘して、国の補助金がなぜ施設をつくる時にだけしか出ないのかというのは右肩上がりの時代の発想で、資産を所有すれば付加価値が上がるみたいな話なのですから、付加価値は本来、サービスにこそ存在するので、資産を保有しなくてもいいのではないかというふうに変換しないといけないのです。

なので、これは内閣府が財務省とかと交渉していくことになると思うのですけれども、現場の声として、補助金が出ないのだから損に決まっているでしょみたいな声をしっかりと拾い上げていただくというのがすごく大事かなと思います。

今、皆さんの意見を聞いて、何かありますか。

では、先に事務局のほうから、回答ではなくて、質問の意味がわからない。

○宇根企画官 質問の意味はわかったつもりなので、また調査・検討していく中で迷うことがあったら個別に御相談させていただきたいと思います。

アンケートやヒアリングを進めていきますので、当然皆様が言われることを留意しますし、あとは、一番重要なのは、調査後にどうするかというのが重要だと思いますので、そこも意識しつつやっていきたいと思っております。

ただ、民間提案と非保有では検討の熟度がだいぶ違うので、民間提案のほうはかなりスピード感を持ってやっていきたいなと思っております。非保有のほうは形にするのはちょっと時間がかかるかもしれませんが、そこは御容赦いただければなど。

ただ、まずはやっているものが非保有についても既にあるので、こういう場合は非保有を今の制度の中でやってもちゃんと選択肢として成り立つのだよというのはしっかり示してあげて、非保有というのが選択肢に上がってくるようにしていきたいなと、事務局としては思っております。

事務局からは以上です。

○根本部会長 それでは、先ほどの議題も含めて、改めて追加等がありましたらどうぞ。どうぞ。

○下長専門委員 事業期間満了のPFIで根本先生から、事業期間満了時VFMは意味がないというお話がありました。私は全く賛同です。ある自治体の事例で、事業期間の途中5年経過時点で、事業者選定時のVFMから変更が生じていないか検討をして欲しいという依頼があったのですが、おっしゃるとおり、契約締結時にほとんどのPFIが公共側が負担する金額や算定方法等が決まっています。その後のいろいろな物価変動とか不可抗力の発生とかで公共側が負担する金額の変動は起こるのですけれども、それは結果的にはPFIだからということではなくて、従来方式で行ったPSCも同じように影響することですので、PFIと従来方式の差であるVFMは変わらないということになります。

すぐに自治体の方は、事業期間終了後のVFMは算定しないといけないよねと発想しがちなのですけれども、そこにエネルギーをかけるよりも、本質的にもともとのリスク分担がどうであったかとか、事業者側のサービス向上が本当にあったかどうかとか、定性的な部分をしっかり検討する方をやったほうがいいですよということを提案させていただいています。

あと、非保有方式の話は、私の記憶ではリース方式について総務省さんが、かつて単なる資金調達手法として、起債というメニューがあるのにリースにより施設を調達するのは好ましくないというような御見解を、PFI初期のころに持っておられたように思うのです。それがどこまで影響があるのかわからないのですけれども、お金を調達するという点で、起債というメニューがあるのに起債をせずに間起債的にやるのが好ましくないという御見解があったように思うので、そのあたりのことも検討いただければと思います。

○根本部会長 ありがとうございます。

多分、実質公債費比率にカウントしているのではなかったかな。それは調べていただければ。

○宇根企画官 確認させていただきます。

○根本部会長 要するに、起債枠逃れみたいな、そういう悪用がけしからぬという話なので、健全化法のときに何らかちやんと議論はしていると思います。

ほかはいかがでしょうか。

先ほどの事後バリュウ・フォー・マネーは、計算していると主張しているので、それは何かというので、ぜひそれを知りたいので、よろしくをお願いします。

○宇根企画官 わかりました。

○根本部会長 よろしいでしょうか。それでは、御協力ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

○宇根企画官 それでは、事務局のほうからですが、残る資料として資料5「PPP/PFIの実施状況について」ということで、今年度何件ぐらいやったというのを載せていますが、今年度は73件、過去最高ということで、着実にPFIの実施件数は伸びているという資料になっております。

あとは、参考資料1は冒頭申し上げたとおり、計画部会のほうで法改正も視野に入れつつ、いろいろな検討をやっていきたいという情報ですので、参考までに見ていただければと思います。

次回の事業推進部会については、1月28日になっております。先ほどいろいろ御意見いただいたことを踏まえて形にしていきたいと思っておりますので、また御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の事業推進部会は以上で終わらせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。